

# 環境アセスメントに係るお知らせ

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画に係る事後調査報告書（供用時）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都新宿区新宿5丁目3番1号 株式会社ヨドバシカメラ 代表取締役 藤沢 和則
	指定開発行為の名称	ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番15
	指定開発行為の目的	物流施設の増設
	指定開発行為の内容	区域面積：約148,218㎡（工業専用地域）
	事後調査の項目等	緑の質
	環境影響評価の手続経過	平成26年 8月25日：条例環境影響評価準備書公告 平成26年12月 5日：条例環境影響評価審査書公告 平成27年 1月 9日：条例環境影響評価書公告 平成29年 6月 5日：事後調査報告書（工事中）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：令和3年9月10日（金）から令和3年10月11日（月）まで ただし、土曜日及び日曜日並びに祝日は除きます。 上記期間中、本市ホームページにて当該事後調査報告書の内容を御覧いただけます。 <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所及び時間	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境対策部環境評価課） （午前8時30分から午後5時まで）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：令和3年10月11日（月） （郵送の場合は、令和3年10月11日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境対策部環境評価課 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156